

○総務省令第四百四号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波監理審議会が行う審理及び意見の聴取に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十二月三日

総務大臣 片山 善博

電波監理審議会が行う審理及び意見の聴取に関する規則の一部を改正する省令

電波監理審議会が行う審理及び意見の聴取に関する規則（平成六年郵政省令第六十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「制定等をしようとする旨」を「制定等」に、「不利益処分をしようとする旨」を「不利益処分に改める。

「第三章 省令の制定等をしようとする旨の諮問を受けた場合の意見の聴取」を「第三章 省令の制定等の諮問を受けた場合の意見の聴取」に改める。

第四十条第一項中「第九十九条の十二第一項」を「第九十九条の十二第二項」に、「第五十三条の十一第

一項」を「第五十三条の十一第二項」に改める。

第四十一条中「予定される総務省令の制定、変更又は廃止の趣旨及び内容」を「事案の内容（省令の制定等をしようとする旨の諮問を受けた場合の意見の聴取にあつては、予定される総務省令の制定又は改廃の趣旨及び内容）」に改める。

第四十二条中「制定等をしようとする旨」を「制定等」に改める。

「第四章 不利益処分をしようとする旨の諮問を受けた場合の意見の聴取」を「第四章 不利益処分の諮問を受けた場合の意見の聴取」に改める。

第四十四条中「不利益処分をしようとする旨」を「不利益処分」に改め、同条の表第四十一条の項中「総務省令の制定、変更又は廃止の趣旨及び内容」を「事案の内容（省令の制定等をしようとする旨の諮問を受けた場合の意見の聴取にあつては、予定される総務省令の制定又は改廃の趣旨及び内容）」に、「不利益処分」を「予定される不利益処分」に改める。

第四十七条中「電波監理審議会が」の下に「法第九十九条の十一第一項第二号若しくは第四号、放送法第五十三条の十第一項第一号から第四号まで又は電気通信役務利用放送法第十八条第一項第三号若しくは第四

号の規定により諮問を受けた事案について」を加え、「諮問を受けた場合の意見の聴取」を「意見の聴取を行う場合」に改める。

#### 附 則

この省令は、公布の日から施行する。